

国内株式議決権行使基準

1. 定款変更

(1) 授権株数

- ① 授権株数の変更の必要性について合理的な説明がなされていない場合には、反対する。
- ② 既存株主の持ち分に関する大幅な希薄化（30%以上を目処）が懸念される場合は、原則として反対する。ただし、個別に検討し、財務体質の改善や設備投資余力の向上に伴う企業価値向上が、授権株数の増加による企業価値の希薄化を上回ると判断される場合は、賛成する。

(2) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社への移行

原則として賛成する。

(3) 取締役・監査役の定員変更

原則として賛成するが、取締役構成人数が20名を超える場合（上限を設けない場合を含む。）は反対する。

ただし、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、取締役構成人数が25名を超える場合は反対する。

(4) 取締役・監査役の任期変更

原則として賛成するが、取締役の任期延長については反対する。

(5) 取締役・監査役の責任免除、責任限定

原則として反対する。

ただし、社外取締役及び社外監査役については賛成する。

(6) 会計監査人の責任免除、責任限定

原則として反対する。

(7) 特別決議（定款変更決議等）に関する定足数の緩和

原則として反対する。

(8) 取締役会決議による自己株式の買付け

原則として賛成する。

(9) 剰余金の配当等の決定機関

剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることについては、社外取締役が2名以上いない場合は反対する。

(10) 種類株式の発行

普通株主の株主価値を著しく毀損する可能性が高いと考えられる場合は反対する。

(11) その他の定款変更

法令等に準拠しない場合や、株主価値を毀損する可能性が高いと考えられる場合を除いて、原則として賛成する。

2. 取締役の選任

(1) 取締役の人数

取締役の人数が20名を超える場合（非改選の人数も加算して考慮）は、取締役選任議案について反対する。

ただし、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては取締役の人数が25名を超える場合（非改選の人数も加算して考慮）に、取締役選任議案について反対する。

(2) 社外取締役の人数等

社外取締役の人数が非改選の人数も含めて2名以上いない場合は、取締役選任議案について反対する。

ただし、親子上場の上場子会社においては、取締役数に占める社外取締役の割合が3分の1に満たない場合は、取締役選任議案について反対する。

また、独立性に問題があると考えられる候補者及び当該企業を含めて上場企業5社以上の役員を兼務している候補者には反対する。

(3) 業績不振・低収益

当期を含む過去3期連続で連結当期純利益が赤字かつ無配であり、株主価値の毀損が明らかかな場合は、不可抗力の業界環境の悪化、天災等に起因する一時的損失、収益構造の改善に向けた一時的な費用計上など取締役の経営責任とすることが妥当でないと考えられる場合を除き、過去3期以上、取締役を務めた監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役以外の取締役の再任には反対する。

(4) ROE低迷

当期を含む過去3期連続ROEが5%を下回っている場合は、不可抗力の業界環境の悪化、天災等に起因する一時的損失、収益構造の改善に向けた一時的な費用計上など取締役の経営責任とすることが妥当でないと考えられる場合を除き、過去3期以上、取締役を務めた監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役以外の取締役の再任には反対する。

(5) 不祥事等

精査企業に選定された企業においては、不祥事等の重大性に鑑みて、すべての若しくは一部の取締役の再任に反対する。

3. 監査役の選任

(1) 社外監査役の独立性

独立性に問題があると考えられる（大株主、借入先、顧問契約先など）社外監査役の選任に対しては反対する。

(2) 不祥事等

精査企業に選定された企業において、不祥事等の重大性を鑑み影響が大きいと判断される場合は、監査役の再任に反対する。

4. 剰余金の処分

(1) 株主配当

以下のいずれかに該当する場合は反対し、それ以外の場合は賛成する。なお期中に支払われた中間配当や特別配当がある場合には、それらも考慮に入れて配当性向を計算する。

- ① 当期を含む過去3期連続で当期純利益が赤字であり、かつ減配等による資本流出への対応等が見られない場合
- ② 当期純利益が赤字であり、かつ支払配当総額が株主資本の30%を超える場合
- ③ 連結ベースの配当性向が20%以下の場合（無配を含む）で下記の条件を一つも満たさない場合
 - (ア) 前期から増配（復配を含む）している
 - (イ) 当期ROEが20%を上回っている
 - (ウ) 当期末の自己資本比率が10%を下回っている

5. 役員への報酬・退職慰労金

(1) 取締役・監査役への報酬

以下のいずれかに該当する場合は反対し、それ以外の場合は賛成する。

- ① 当期を含む過去3期連続で当期純利益が赤字かつ無配である等、株主価値の毀損が明らかな場合で、役員報酬を減額としていない場合
- ② 今回議案の報酬総額（上限額を含む）が、直近当期純利益の20%を超え、かつ一人当たり年間3000万円を超えている場合で、従来比で増額となる場合
- ③ 監査役、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役及び社外取締役への報酬に、業績連動制を導入する場合や株式報酬が付与されるなど、業務執行に対する監査の実効性が担保されにくいスキームであると考えられる場合

(2) 役員賞与

以下のいずれかに該当する場合は反対し、それ以外の場合は賛成する。

- ① 当期純利益が赤字かつ無配の場合
- ② 役員賞与の総額が当期純利益の30%を超える場合
- ③ 当期純利益が減少しているにもかかわらず役員賞与が増加する場合

(3) 退任取締役への退職慰労金

- ① 社外取締役若しくは監査等委員会設置会社における監査等委員であった取締役への支給には反対する。
- ② 精査企業に選定された企業においては、不祥事等に関与し、辞任あるいは退任した取締役への支給には反対する。
- ③ 当期を含む過去3期連続で連結当期純利益が赤字かつ無配であり、株主価値の毀損が明らかな場合は支給に反対する。

(4) 退任監査役への退職慰労金

監査役への退職慰労金の支給には反対する。

6. 自己株式の取得（取得枠の設定を含む）

財務体質、信用格付、株式の流動性等から見て、株主価値を損なうと考えられる場合は反対し、それ以外の場合は原則として賛成する。

7. ストックオプションの発行

以下のいずれかに該当する場合を除き、原則として賛成する。

- ① 発行済のストックオプションを含め、潜在的希薄化比率が10%を超える場合
- ② 権利付与対象者に当該企業の監査役、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役又は社外取締役が含まれる場合
- ③ 行使価格が1円や0円など市場価格より著しく低く、かつ退職が行使条件となっていない場合

8. 合併・事業譲渡・第三者割当増資等

精査企業以外の企業については原則として賛成し、精査企業については、以下の基準により判断する。

(1) 合併、事業譲渡・譲受、会社分割等

- ① 株主価値への影響について、十分な説明が明記されていなければ、反対する。
- ② 当該合併又は事業譲渡・譲受又は会社分割が株主価値を毀損することが明らかな場合、反対する。
- ③ ①、②に該当しない場合、原則として賛成する。

(2) 第三者割り当て増資

- ① 当該増資の目的や必要性が不明確であり、株主価値の毀損に繋がると判断される場合、反対する。
- ② ①に該当しない場合、原則として賛成する。

9. 株主提案

- (1) 単に株主提案であるという理由では反対しない。当該提案が、株主価値の増大に寄与するか否かを個別に判断する。
- (2) 専ら特定の社会的・政治的問題を解決する手段、あるいは個人的問題・見解を表明する手段として利用されていると認められる提案に対しては反対する。
- (3) 情報開示の拡充につながる議案については、株主価値を毀損するおそれがない限りにおいて、原則として賛成する。
- (4) 株主提案が会社提案と矛盾する場合（配当など）は、より株主価値の増大に寄与すると判断される議案に賛成し、他方には反対する。
- (5) 自社株買いや配当に関する株主提案については、当該企業の財務体質に悪影響を及ぼすと考えられる場合を除き、還元金額の多い議案に賛成する。
- (6) 定款に記載することが不相当と認められる提案に対しては、原則として反対する。

10. 買収防衛策

以下の条件をすべて満たす場合を除き、原則として反対する。

- (1) 社外取締役が2名以上いる
- (2) 買収防衛策の発動を審議する独立委員会が設置されている
- (3) 上記の独立委員会の委員の独立性に問題がないと判断される
- (4) 経済的対価で新株予約権を買い戻す条項が含まれていない
- (5) 有効期限が3年以下
- (6) 検討期間の無期限延長が可能でない
- (7) 発動事由として例外条項の記載がない

11. その他の議案

- (1) 取締役・監査人・会計監査人の責任減免

原則として反対する。

ただし、社外取締役及び社外監査役については賛成する。

- (2) 会計監査人（補欠を含む）の選任

原則として賛成する。

- (3) 当基準に該当のない議案

株主価値の増大に寄与すると考えられる議案には賛成し、株主価値が毀損される、又はそのおそれがあると考えられる議案には反対する。株主価値への影響が中立と考えられる議案、又は株主価値への影響が明確でない会社提案に対しては、取締役会の意見を尊重し原則として賛成する。

12. 新規上場企業について

上記基準の新規上場企業への適用においては、上場日が含まれる決算期以降の業績で判断することとする。

13. エンゲージメントを行っている企業について

重点対話企業としてエンゲージメントを行っている企業の議案については、対話の状況を踏まえた議決権行使の判断を行うことが出来るものとする。

14. 企業による詳細な説明がなされた場合

1～13の基準で反対と判断される議案について、企業から詳細な説明がなされ、事業環境等から妥当と判断される場合は賛成することができる。その場合は、賛成とする理由の事跡を個別に残すこととする。

以上